

令和3年第16回

荒川区教育委員会定例会

令和3年8月27日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和3年荒川区教育委員会第16回定例会

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 日 時 | 令和3年8月27日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎
小 林 敦 子 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
書 記
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
菊 池 秀 幸
津 野 澄 人
大久保 和 彦
杉 山 茂
原 田 正 伸
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 2 3 号 令和 2 年度荒川区一般会計決算 (教育関係) に対する意見の聴取について

(2) 報告事項

ア 緊急事態宣言延長に伴う 2 学期以降の学校 (園) 運営について

(3) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和3年第16回定例会を開催いたします。

緊急事態宣言中であることを踏まえ、本日はウェブ会議方式で行わせていただいております。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。

議事録の署名委員は、繁田委員、坂田委員御両名にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

5月14日開催の第9回定例会及び5月28日開催の第10回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付させていただき、この間、御確認を頂いたところでございます。

本日、特に委員の皆様から御意見等がなければ承認といたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認め、承認いたします。

6月11日開催の第11回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回まで御確認いただき、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。

本日は、審議事項1件、報告事項1件となっております。報告事項については、新型コロナウイルス関係ということでございますので、初めに報告事項について説明いたしました後に、審議事項に移らせていただきたいと思います。

報告事項ア「緊急事態宣言延長に伴う2学期以降の学校(園)運営について」を議題いたします。菊池学務課長、説明をお願いします。

学務課長 学務課長です。よろしくお願いいたします。資料「緊急事態宣言延長に伴う2学期以降の学校(園)運営について(通知)」を御参照ください。

こちらは昨日、各校長、園長に送付をしている内容でございます。網かけの部分が、今回の変更点でございます。ちょっと見にくいので5ページをおめくりください。この網かけのポイント部分をまとめまして、同じく昨日4時に全保護者にメールを送っております。5ページの 学校側の2学期の運営体制と、6ページの 各家庭で感染防止のために御注意いただきたいことのお願いの、この二つのメールをお送りしております。

5ページのメールの方で御説明をいたします。前段のところに、御案内のとおり荒川区では、9月1日から2学期を開始いたしますので、感染症対策の徹底を図りながら学びの保障、日中の子どもたちの居場所、それから社会的な基盤としての役割を踏まえて、できる限

り教育活動を継続しますと、まず結論を申し上げさせていただきました。

そして、感染対策については7点記載をしました。これまでのアルコール消毒ですとか3密を避けるといったことを、しっかりこれまで以上に実施していくということ。

それから、 ですが、各家庭での健康チェックに加え、登校・登園時にもチェックできる体制を整備しますとしました。

遠足、修学旅行、移動教室等は、緊急事態宣言中は実施いたしません、解除後やその後の日程で、日程の変更や代替行事の実施機会の確保に努めてまいります。

部活動につきましては校内活動のみとしまして、外部との練習試合は原則として禁止としています。また、感染が拡大しておりますので、活動内容や時間を縮小して実施する方針を示しております。

では、歌唱や身体的接触を伴う活動はしめせんと記載しております。

では、校内の抗ウイルス加工の件、 では、夏休み中に教職員の希望者すべてに実施しました職域接種の件を記載しました。

それから、一番最後も重要ですが、その上でも心配だという御家庭については、御家庭の判断により欠席することができます。その場合は、出席停止扱いといたしますということ、これまではあまり明記してきませんでしたけれども、こういった状況でございますので、全保護者あてメールに明記をしたところでございます。

また、タブレット貸出し、オンライン学習につきましてもここでは「ご相談ください」という表現にしておりますが、校長には、授業の同時配信、これから必ずスタートするようという方針を教育委員会で示しているところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、ただいま菊池課長からは、メール について説明いたしました、そのほか、校長宛、園長宛の通知、また、保護者宛の通知も含めて、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

繁田委員 一つよろしいですか。内容に関してももちろん異論はございません。一つ教えていただきたいのですが、学校で生徒が触る物を中心に消毒というか抗ウイルス加工をやっていらっしゃるということなんですけど、これは業者に頼んでやっていらっしゃるのですか。予算の措置というのはどうしていらっしゃるのか、よろしければ教えていただけますか。

教育総務課長 具体的には、光触媒のコーティングの施工を行ってございます。当初、アルコール消毒を頻繁に行っていたのですが、光触媒にすることによって抗ウイルスの効果が高いだろうということで採用させていただきました。

お尋ねがありましたように、当初、業者見積りもしたのですが、1教室当たり数万円、全

校を施工すると数億の単位で費用がかかってしまうものでございました。学校の用務主事が日頃、例えばトイレですとか手すりですとか、そういうところを拭いております。学校の子どもたちが触るところを熟知してございましたので、今回、光触媒の製品が決まった段階で、その業者から講習会を受講させていただきまして、実際に噴霧する技術の講習も受けまして、各学校の用務主事が、その職域の中で塗布をしてございます。業者が一律に施工するよりも丁寧に、一番接触が多いところを重点的に行い、費用的にも人件費分がないので、かなり効果があると考えております。

繁田委員 ありがとうございます。多分この状況というのは今後長期化すると思いますので、教職員の方の負担等も考えて、効率も踏まえて対処することが必要なと考えた次第です。ありがとうございました。

教育長 そのほか、ございますでしょうか。

小林委員 小林です。こういったコロナウイルスがはやっている中で学校が再開されますので、学校の関係者の皆様は本当に大変かと思われまます。

子どもたちの集まりの中でかなりクラスターが発生しているようですので、保護者の方もかなり心配されるのではないのでしょうか。

先ほど、欠席するときにも欠席扱いをせずに対応されるということで御説明があったのですが、この点に関しまして、手続等についても、もう少しお伺いできればと思っております。

教育センター所長 それにつきましては、保護者からの連絡となりますが、連絡の手段は電話やメールなどがございます。御家庭でコロナが心配と御判断された場合には出席停止の扱いにして、欠席にはしないということで周知しております。

また、連絡を受けて終わりということではなく、担任から改めて御家庭に連絡するなどして、フォローは当然行っております。

小林委員 保護者の方から、お申出があった場合ということですか。それと授業に関しても、ズーム配信とか、あるいはオンデマンド提供といったことになるのか、その点に関しましてお伺いできればと思います。

指導室長 コロナが心配で学校に来られないお子様については、ライブ配信をしていきたいと思っております。ライブ配信につきましては、黒板を中心に映す形でライブ配信をしたいと思っております。

学校には、先日、役員の先生たちにお伝えしたところですが、保護者からオンライン学習について申出があった場合、まずそこをスタートにして、そこからまた、お子さんにとってそれが効果的なのかどうかというところをしっかりと見極めて、子どもに不利益がないように進めてくださいということで話をしております。2学期以降は、そのような形で進めて

いきたいと思ってございますので、また、御指導いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

小林委員 ありがとうございます。ライブ配信に関しては難しい点もあるかと思ひますし、また、先生方の御負担もあるかなと思ひのですが、よろしくお願いいたします。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

長島委員 長島ですけれど、よろしいでしょうか。9月1日から2学期が始まるということなのですが、9月の中旬、例えば授業時間を短縮するとか、何かそういったことは特になくて通常どおりと考えてよろしいのでしょうか。そこら辺をちょっと教えてください。

指導室長 原則では通常どおり行います。学校によりましては、学期の始めについては子どもたちの生活をしっかりと整えたいということで、6時間目をカットするという学校が、数校こちらの方に届いてございます。

また、その6時間目をカットしまして、子どもたちと面談の機会を作るですとか、工夫に当てている学校もございます。9月初めの、そして中旬の学校の授業時数の取扱いについては以上です。

長島委員 それは、各学校の判断でということになっているわけですか。

指導室長 はい、各学校の判断によつてです。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかにございますでしょうか。

坂田委員 よろしいですか。いつも申し上げていることですが、今回残念ながら非常に厳しい状況が続くことになっていて、これまでのいろいろな機会における荒川区によるテストですね、そういったものを役立てないといけない状況にまさになっていると思ひます。

それで、先ほどの話にもありましたように、オンライン配信はもう本格的にやるというつもりで体制を整備していかないと、このままどういふ状況になるか、もはや予断を許しませんので、なつてから考えるのでは大変ですから、オンライン配信に向けた準備も、やはり別途しておくことが必要ではないかと思ひます。

それからもう一つ、その状況によつて体制が変わる、教育の実施体制を変えざるを得ない場合も十分にあると思ひますので、そういったものについて、頭の体操をしておくということが必須ではないかと思ひます。

私の知っている都内の私立学校では、例えば9月の前半は家庭学習にしてオンラインでその間配信するとか、そういったことをもう既に打ち出しているところもあつて、本当にボーダーラインの状況にあるのではないかと感じています。

特に、当面、どれくらいの期間かというのは正確には申し上げられませんが、1月

とか2月とか3月ぐらいが、ワクチン接種との関係では重要な期間ではないかと思います。今日現在で見ますと、荒川区におけるワクチンの接種状況について、12歳から19歳ですけれども、これはホームページに出ているのですが、1回が32.4%、2回打った人が11.2%なのです。そうすると、あと3週間たてば、2回打った人が30%を確実に超えるだろうと予測できる状態ではありますけれども、しかしながら、まだやはり子どもたちの間に、ワクチンの接種が十分に行き渡っている状況ではないと認識します。

また先ほど、荒川区は比較的接種会場に余裕があるという話でしたけれども、今日現在予約できるのはモデルナの会場だけであって、ファイザーは現在予約できない状況にあるわけです。モデルナに関しては、皆さんも御案内のとおり、異物混入のニュースが流れているので慎重になる方々が多いというのもやむを得ないことだと思います。そういう意味で、ワクチンの接種について、やはりそれほど楽観できる状況にはないという前提で、これから数カ月、我々、学校運営をしていく必要があるのではないかと思うのですが、その点について、皆さんどう見ておられるか御意見いただければと思います。

教育長 坂田委員のただいまの御指摘につきましては、緊急事態がさらに深刻化するということ想定した学校運営、幼稚園運営を行っていきたく思っております。

ワクチンの接種につきましても、別添の資料で、感染防止のためのお願いということで6ページの最後の段落にも記載してございますが、全保護者宛にメールを出しております。ただ一方で、強制ではありませんという形で記述をしており、一定、ワクチン勧奨にも慎重にならざるを得ない状況もございます。

様々な状況を想定した形で、子どもたちの学びを保障する、そういった体制を組んでまいりたいと考えてございます。

坂田委員 私の意見としては、ワクチンが行き渡るまでにまだ、特に子どもたちですけれども、しばらく時間を要することが避けられない状況の下で、多様な状況を想定して準備をしておく、そういったことが現在のタイミングで求められていることではないかと、そういうことでございます。

教育長 御指摘ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

2学期も、もう来週始業式を迎えようとしていますけれども、現在考えられる万全の体制を取ってまいりたいと考えてございます。

それでは続いて、審議事項に移ります。議案第23号「令和2年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第23号「令和2年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴

取について」でございます。

提案理由でございます。令和3年度荒川区議会定例会・9月会議で認定に付すため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。簡潔に説明をさせていただければと思います。令和2年度の歳入の決算でございます。合計の欄を御覧いただければと思います。予算現額が6億7,878万2,000円、それに対して収入済額の合計の欄が2億7,057万710円でございます。執行率が39.9%。

その下、歳出でございます。教育費の総額の方の予算現額が88億1,197万9,000円、それに対して支出済額が71億3,040万828円、執行率が80.9%でございます。関係法令につきましては記載がございますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。

具体的な内容について、おめくりいただきまして5ページ。まず、「令和2年度教育費決算（歳入）について」の表を御覧いただければと思います。総括表の内訳の金額については御覧いただければと思います。

その下、主な事項について御説明申し上げます。

分担金及び負担金につきましては、こども園の給食費の過年度分、前年度分の負担金でございます。

使用料及び手数料につきましては、学校の使用料及び幼稚園こども園の保育料などがここに計上されているものでございます。

国庫支出金については、学校保健特別対策事業費補助金、コロナの関係の補助金とか、学校臨時休業対策費補助金などがここに計上されているところでございます。

都支出金につきましては、スクール・サポート・スタッフの人件費に対する補助金などがここに計上されているところでございます。

また、同様にコロナの感染対策の補助金が計上されてございます。

諸収入につきましては、工業用水が廃止になりましたので、それに伴います立替えの清算分が計上されてございます。

その下に、新たに今回項目としてつけさせていただきましたように、新型コロナウイルス感染症により減収となった主な歳入の影響額でございます。先ほどございましたスクール・サポート・スタッフ事業につきましては、学校の臨時休業に伴いまして、スクール・サポート・スタッフそのものの雇用が減りましたので、それに伴う歳入についても減ってございます。校外活動につきましては、臨海学校・移動教室が中止となりましたので、その賄い収

入が減りました。同じように、体育館空調の使用料につきましては、緊急事態宣言中体育館の貸出しをしませんでしたので、その収入が減った形になってございます。

裏面でございます、6ページでございます。今度は、教育費の歳出についてでございます。まず教育総務費につきましては、支出済額が1億9,296万2,000円、執行率が83.1%。小学校費の支出済額が31億3,603万3,000円、執行率が83.5%。中学校費が、支出済額が13億199万5,000円、執行率が77.0%。校外施設費の執行済額が4,818万5,000円、執行率が25.9%。幼稚園費につきましては、支出済額が7億1,422万6,000円、執行率が83.4%。教育費の合計の支出済額が71億3,040万1,000円、執行率が80.9%でございます。

主な事業につきましては、記載がございますように例年並みのものを記載しておりますので御覧いただければと思います。

その下に、新たに今回、コロナ禍の影響について記載をしております。まず緊急時の教育活動継続関連物品の整備についてでございます。新型コロナウイルスの対策のための経費をここに計上しております。例えばアルコール消毒薬ですとか修学旅行のキャンセル代に対する補助ですとか、突然休校となってしまった給食の食材購入の業者負担補助ですとか、あとは、先ほど出ました抗ウイルスの光触媒の施工などがここに計上されているところでございます。

その下、児童向けの学習についてでございます。先ほどもライブ配信のお話がありましたが、タブレットの完全1人1台体制ですとか、オンライン教材などを新たにここで取り組んだところでございます。

その下につきましても、同じようにモバイルルータの貸出しなどを学習支援として行ったものでございます。

また、夏季休業短縮に伴います給食調理業務委託につきましては、夏休みの短縮に伴いまして、夏休みの部分の給食の調理委託が増大してございます。

同じように児童交通安全、シルバー人材関係につきましても、夏休みの短縮ですとか分散登校によって1日に2回児童を見守るなど、そういった部分の取組を行ってございます。

また、ビデオ通話によるオンラインの教育相談を年度の途中から教育センターで始めたところでございます。

また、今回もそうですけどテレビ会議用のシステムを様々なところで整備いたしまして、オンラインの研修などに活用したものでございます。

7ページにつきましては、不用額の主な内訳が出てございます。新たに、下のところに不用額のうちの新型コロナウイルス感染症の主な事項について記載をしております。不用額

というか、実際は実施ができなかったものが多くございまして、一番大きなものとして、例えば小中幼の施設整備費については、基本的には夏休みに学校の大規模工事を行うのですが、夏休みの短縮でそれが昨年できず、かなり経費が落ちているところでございます。同じように、下田臨海ですとか移動教室関係も実施ができませんでした。また、ワールドスクールですとか、そういう学校行事関係ができないことによって、下にございます不用額の総額については7億310万円ほど、コロナ関係の不用額として出ているところでございます。

概要は以上でございまして、そのほかに主要事業の決算資料として、別冊子を用意してございます。冒頭の総括表につきましては、同じ金額の総括が載ってございまして、各課で行っている事業について、例えば教育総務課で行っている夜間管理は2ページを御覧いただくと、新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業に伴いまして、4月、5月と分散登校期間中につきましては事業を休止し、分散登校終了後から事業を再開したと 印で理由を記載してございます。

以降の項目につきまして、基本的にはコロナの影響などによりまして事業が中止、休止、減少するようなことについては 印という形で、今までない記載をさせていただいたところでございます。

雑駁ではございますけれども、以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 本件につきまして、御質疑がございましたらお願いたします。

坂田委員 坂田ですけど、よろしいですか。まず、質問が二つなのですが、決算の歳入の方ですけれども、歳入の収入率が非常に小さくなっているの、何かハード事業の変更であるとか、そういったことが発生したのでしょうか、それが一つ目です。

それから、二つ目は歳出の方ですけれども、執行率が80.9%ですが、例年と比較してこの水準というのは、どのくらいの水準になっているのでしょうか。2点お願いします。

教育総務課長 御指摘にございますように、歳入の金額の主なものについては、やはり先ほどできました工事ものが、施設整備ができないところが大きいところでございます。例えば特別区債などを御覧いただければと思いますけど、基本的には、工事のものについて財源充当として特別区債を当ててございますので、工事が実施されないと、その分を減額するようなものでございます。

同じように国庫補助金についても、そういったものが対象となってございますので、一番工事ものの執行がなかったの、それに伴う歳入が少なかったというのが大きな要因でございます。

2点目の歳出について、例年どのくらいかということでございますけれども、歳出については、手元にはございませんけど、大体90から95%くらいの歳出決算というのが例年にな

ってございます。

坂田委員 そういう意味では、後者についてはコロナの下で実施できなかった事業が多くあるということで、今年はやはり例年と比べて特別なところがあると、そういう理解でしょうか。

教育総務課長 おっしゃるとおり、今イベント関係がかなり縮小されたのと、学校休業などで執行そのものが減ってしまったというのが現状として、特に一番分かりやすいのは校外活動などが全く、校外活動費はほぼ執行ゼロに近い状態でございますので、そういったところが大きいと思っております。

坂田委員 分かりました。

教育部長 補足をさせていただきます。先ほどハードものがかなりできなかったというお話があるのですけれども、やっぱり夏休み期間を短縮することによって、通常ですと、夏休み期間中に大規模改修工事をやるのですが、それが軒並みできなかったというところが今回非常に大きいのかなと、このように思っております。以上です。

教育長 坂田委員、よろしいでしょうか。

坂田委員 はい、結構です。

教育長 そのほか、ございますでしょうか。

小林委員 小林ですけれども、よろしいでしょうか。コロナの中でいろいろな事業の中止が相次ぎまして、恐らく予算の執行という点でも非常に御苦労されたのではないのでしょうか。決算自体は特に意見はなく、これでよろしいと思っております。

不用額がかなり出ている部分もあって、例えばタブレットPCを活用した学校教育の充実であるとか、そういったところは不用額もあるようです。不用額は執行努力もかなりあるのかなと思っております、その点に関して少し説明をお伺いしたいと思います。これが1点です。

あと、不用額が出た場合に、次年度とか予算配分の中でどうなっていくのかという点が気になりましたので、その点に関してもお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

教育総務課長 資料の7ページの不用額の内訳を御覧いただければと思います。項目上のところで、例えば事業実績減ですとか事業未実施、不用額の内訳にそういったところがございません。

執行努力のところに記載がございます教育用コンピューターの運営費については、まさしく考え方を变えて努力をした経費でございますけど、今まで区が歳出して、それに対して区に補助金に来ていたのですが、今回は直接リース会社に補助金が行くという形で、区を経由しない形になったのです。ですから、そういったことが事業実績減というのか分かりません

けれども、方法が変わったものでございます。

また、就学援助も実績減と書いてあって、サービスを減らしたように思えるのですが、これについては、安全率も含めて予算額との差でございます。逆にコロナで収入が急に減った方については丁寧に対応してございますので、項目がないのでここに入ってしまうのです。

あとは、例えば光熱水費の実績減というと、学校休業でプールを実施しなくて水道が減ったですとか、そのようなことが大きいのかなと思ってございます。以上です。

教育長 2点目の御質問の不用額はどうかということなのですが、この新型コロナウイルス感染の拡大に伴いまして、固定資産税とか法人税とか、東京都と特別区で案分して収入となっております財源や区民税が大幅に落ち込むことが予想されております。教育費で不用額が出たからその分を今年度や来年度使えるのかということ、教育費もそのほとんどを区の一般財源を原資としてございますので、できれば教育費においても不用な歳出は極力避ける必要がございます。当初予算にあっても使わないものは極力残すという形を昨年度も取っておりましたし、今年度もそうすることによって浮いた財源をコロナ対策をはじめ、次年度以降の区の財源に活用するという形になってございます。

教育総務課長 申し訳ございません。今、教育長の方から御説明させていただきました。基本的には、区の予算編成というのは単年度予算になってございますので、不用額、今回の教育費だけではなく、いろいろなところで事業実施で決算額が余っているところがございます。それは今回の決算の段階で、財政課が余剰の部分を、例えば基金に積み立てます。財調基金ですとかそういうところに積み立てたりですとか、翌年度の財源として保留をしたりする形になってございますので、直接的に教育費に充てることはできないのですけれど、翌年の区財政のところには不用額が引き継がれるという、今年度は教育費だけではなく、かなりの部分がそういったことになります。

教育長から御説明させていただきましたように、荒川区の場合は、財政調整交付金でかなりの部分を賄うのですが、かなり落ち込んでいるところで、今現在、次年度の予算編成を行ってございますけれども、区としても厳しいような現状でございます。

ですから、私たちは今、予算編成の中でいかに効率的にできるかというのを、もう一度見直している最中でございます。

小林委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。

教育長 ほかに御質疑ございますでしょうか。

長島委員 よろしいですか。資料で新型コロナウイルス感染の拡大について分かりやすく説明してあって、どうもありがとうございましたということが1点です。

それと、これ決算では直接関係しないことですが、改めてこうやって示してもらおうと、校

外学習であるとか自然体験活動とか、いろいろなものがやっぱり中止だったのだというのがざっと並んでいて、学校も、それから子どもたちも大変だったのだということが、改めて確認することができました。

それで、最初の報告の保護者宛のメールのところでも提示されていたのですが、いろいろな行事が実施できなくて、代替えの行事を実施するなどということがありましたけれども、先生方も学校も大変だと思いますけど、教科以外の学習で子どもたちがいろいろなことを学んでいくことがありますので、そこら辺は大変だと思いますけれども、いろいろ機会の確保といえますか充実といえますか、そういったことに努めてもらえればと思います。これは感想です。決算とは関係ありません。以上です。

教育長 どうもありがとうございました。ほかに御質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 特にないようであれば、質疑を終了いたします。議案第23号について、御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 特にないようであれば、討論を終了いたします。

議案第23号について、議案どおり決定することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第23号「令和2年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」は原案のとおり決定いたします。

予定しておりました事項は以上ですが、先ほどの長島先生の御指摘に若干関連して、今年度、小・中学校で計画しておりましたワールドスクールのうち、小学校のワールドスクールについて、宿泊を伴わない形で今週実施いたしましたので、概略を口頭で報告させていただきます。

学務課長 学務課です。通常ワールドスクール4泊5日で実施してまいりましたが、緊急事態宣言が重なってしまいましたので、当初は、宣言後にあくまでも宿泊をするのだということで日程変更も考えていたのですが、緊急事態宣言が9月に延長になったので、やむを得ず、今週23日、24日の2日間、第三瑞光小学校で通いの形式でワールドスクールを開催しました。

主要な先生方、ネイティブスピーカーの先生方は宿泊と同じような体制で、通いで朝8時半から午後3時くらいまで2日間やらせていただきまして、非常に充実した内容で、子どもたちも楽しかったと表情も輝いていました。それから、聖学院大学の小川先生と、その学生

さんたちも参加していただいて、非常に有意義な教育の実習の場にもなったと伺っておりますので、コロナ禍の中では成功だったのではないかと考えております。以上です。

教育長 ただいま報告させていただきましたように、本来の形とはいかなくても、子どもたちの学びを確保するために、学校行事等を極力実施する方向で今後も対応してまいりたいと考えてございます。

先生方から、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から連絡事項はありますか。

教育総務課長 令和3年度教育委員会の日程の資料を御覧いただければと思います。一部修正がございます。まず、追加をさせていただきます。本日の8月27日金曜日の3時から、防災部の被災地訪問報告会が実施されます。実際に被災地訪問までは行わなかったのですが、その報告について、これから実施させていただきます。例年ですと、教育委員の先生方にも出席をしていただいたのですが、今回については、来賓等はなしで実施をさせていただければと思います。

その下でございます。令和3年度市町村教育員会オンライン協議会、9月2日13時から実施をすると連絡が来てございます。

その下でございます。中学校の連合体育大会、先ほど長島委員からもございましたけど、残念ながら9月22日につきましては中止とさせていただきたいと思っております。同じようにリバーサイドマラソンについても、11月21日に実施を予定してございましたけれども、それについても中止。

その下、第41回「あらかわの伝統技術展」につきましては、未定となっておりますが、3月26日土曜日と、27日の日曜日に実施をすると決定してございます。

最後に、次回の教育委員会定例会、9月10日金曜日につきましては、まだ宣言期間中ですのでウェブ会議方式で、また当日、区議会の本会議がございましたので、開始を16時からとさせていただければと思います。以上でございます。

教育長 繁田先生には、9月2日オンライン協議会に御出席、なおかつ司会の御担当にもなつて、申し訳ないのですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして教育委員会令和3年第16回定例会を閉会といたします。

了